## 視界制限状態で、同航船を追い越すことに意識を向け、外航貨物船と衝突

概要:貨物船A船(パナマ共和国籍)は南南西進中、油タンカーB船は西北西進中、霧で視

界制限状態となった山口県宇部港南方沖において、両船が衝突した。

視界制限

A船: 左舷船首部外板に破口、亀裂及び擦過傷 死傷者なし

B船:右舷船尾部端艇甲板船員室及び船橋甲板の一部に圧壊、曲損及び擦過傷 死傷者なし

### A 船(外航貨物船)

総トン数:28,615トン

 $L \times B \times D$ : 189.  $9m \times 32$ .  $2m \times 16$ . 6m

船長 A:操船指揮

航海士3人:見張り 操舵手:操舵

天気:霧

風速:2~3m/s

風向:東南東

視程:50~200m

濃霧警報(宇部市)

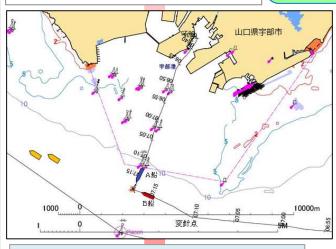
### B船(内航貨物船)

総トン数:1.331トン

 $L \times B \times D : 70.9 \text{m} \times 13.3 \text{m} \times 6.6 \text{m}$ 

船長 B: 操船指揮

航海士 B: 見張り 操舵手: 操舵



霧中信号を行いながら約6.2 ノット (kn) の 速力(舵効が得られる最低限の速力)で宇部 港内の掘下げ水路を南南西進した

07:13 ごろ

宇部港内の掘下げ水路を出た

07:15 ごろ

船長Aは、ARPA機能で捕捉していたB船の ベクトルの方向が A 船に向かっていることに 気付き、汽笛を鳴らした

船長Aは、A船に向かって来るB船の意図が 分からず、衝突を回避するための操船指示を 出すことを躊躇した

周防灘の推薦航路線の北側を約 13.5kn の速 力で西進し、前方3海里(M)付近を約11kn の速力で航行している同航船 2 隻を右舷側か ら追い越すこととした

# 07:10 ごろ

船長Bは、右転して霧中信号を鳴らさずに西 北西進していたところ、右舷方から船が来て いるとの報告を航海士Bから受けた

#### 07:12 ごろ

船長Bは、レーダーのARPA機能を使用して A 船を捕捉し、表示されたA船のベクトルが 短かったので、これまでの経験からA船の前 方を通過できると考えて西北西進を続けた

船長Bは、関門海峡に入る前にB船より速力の 遅い同航船を追い越したいと思い、前方の同航 船を追い越すことに意識を向けていた

#### 07:15 ごろ

船長Bは、A船の汽笛を右舷船首方の至近に聞 き、左舵 15°を取り約 9°変針して航行した

07:17 ごろ

船長Aは、右舵一杯を指示し、また、船長Bは、左舵一杯を指示したものの、両船が衝突した

再発防止に向けて(事故防止策)

- ・視界制限状態における航法等を遵守して慎重に操船すること
- ・船橋当直者は、他船の動向に疑問が生じた場合、国際 VHF 無線電話装置等を使って当該船 と交信し、航行の安全を確保することが望ましい

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 28(2016)年5月19日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2016/MA2016-5-40\_2015mj0025.pdf